

令和 9 年高知県庁北庁舎電力供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 令和 9 年高知県庁北庁舎で使用する電気
- (2) 供給場所 高知県高知市丸ノ内二丁目 4 番 1 号 高知県庁北庁舎
- (3) 供給期間 令和 9 年 1 月 1 日 0 時 00 分から令和 9 年 12 月 31 日 24 時 00 分まで
- (4) 業種及び用途 官公署（事務所）
- (5) 契約期間における予定力率 100%

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電方式 常時 1 回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 73kW

※契約上使用できる最大電力（キロワット）をいい、30 分最大需要電力計により計測される最大需要電力が原則としてこれを超えないものとする。

- イ 予定使用電力量 112,300kWh

月別の契約電力及び予定使用電力量は別記のとおり

(3) 電力量等の検針

自動検針装置 無

(4) 需給地点及び電気工作物の財産分界点

四国電力送配電株式会社が施設した引込線と高知県が施設した区分開閉器の電源側接続点とする。ただし、取引用計量装置は四国電力送配電株式会社の所有である。

(5) 保安上の責任分界点

(3) に同じ。ただし、取引用計量装置は四国電力送配電株式会社がその保安の責めを負う。

(6) その他

フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は、有していない。

3 高知県庁北庁舎の要求要件

- (1) 供給期間中、当施設の設備等を利用し、安定した電気の供給が可能であること。ただし、当該設備等に改修及び改善等が必要であるときは、協議すること。
- (2) 障害等が発生した場合に迅速に対処できる体制を有すること。
- (3) この仕様書及び別添契約書に定めのないその他の需給条件については、四国地区の旧一般電気事業者が公表している電気需給条件（高圧・特別高圧）及び業務用電力主契約料金条件により取り扱うものとする。
- (4) 別記（月別予定最大需要電力及び月別予定使用電力量）に記載している数量等については、

あくまで予定のものであり、庁舎内負荷設備の設置状況及び使用状況の変化により、増減するものとする。

- (5) 3月末時点及び契約終了時に、契約月ごとの合計・昼間（8時～22時）・夜間の使用電力量、最大需要電力量をまとめたもの（様式は任意）を県に提出すること。

ただし、これらの実績が web ページ上等で県が閲覧できる場合は除く。

別記

月別予定最大需要電力および月別予定使用電力量

月	予定最大需要電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)
1 月	73	12,400
2 月	71	10,700
3 月	55	9,800
4 月	19	5,900
5 月	31	6,600
6 月	32	8,100
7 月	49	11,800
8 月	58	11,600
9 月	56	10,200
1 0 月	32	7,800
1 1 月	44	6,600
1 2 月	61	10,800
年間	最大	合計
	73	112,300